

部活動運営方針

各務原市立那加中学校

1 活動方針

健全で活力ある部活動を目指す。

- ・ 励まし合い、助け合える生徒を育てる。
- ・ 体力、技術の向上を図る。
- ・ 常に安全に十分留意した活動を行う。

2 位置づけと目標

- (1) 部活動は学校教育活動の一環として実施する。
- (2) 学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒で組織する。
- (3) 余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- (4) 個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面と、技術・競技力を向上させる面の両立を図る。

3 具体的方途

- (1) 部活動への加入は、自由加入とする。
- (2) 本校職員がいずれかの部の顧問となる。
 - ① 部活動は、顧問の監督指導のもとで行う。
 - ② 必要に応じて民間指導者を学校が要請し、連携して指導を行う。
 - ③ 保護者会を設置し、顧問と協力して運営する。
- (3) 部活動は、校長の承認を得た月間計画に基づいて行う。月間計画は、前月末に提出し承認を得る。
- (4) 平日の活動時間は、最終下校時刻の 15 分前までとする。中間・期末テストの前には 1 週間の活動停止期間（朝練習を含む）を設ける。
- (5) 平日の活動については以下のように実施する。
 - ① 会議の日は部活動を行わない。部活動の日は月ごとに変更があるが、5 日間のうち 1 日以上の休養日を設ける。
 - ② 朝練習は、7:30～8:00 の範囲で行ってよいが、顧問間で連携を図り、活動を見守り、安全に留意した活動を行うこととする。7:20 以前には登校しない。また、祝日や学校が休みの日の翌日の朝練は、健康管理のため休みとする。
- (6) 土・日曜日、祝日の活動について
 - ① 活動時間は 4 時間以内とする。大会前等で、時間増大の要請がある場合は管理職と協議する。
 - ② 生徒の体力面等を考慮して、活動時間を 4 時間以内とするために、原則、部活動とクラブの活動を同じ日に実施しない。
 - ③ 生徒の過剰な負担を避けるため、休日の活動（部活動・クラブ活動）は月に 6～7 日までとし、部活動とクラブ活動合わせて月に最低 2 回の休日を設けることとする。ただし、大会等で休日が確保できなかった場合は、前月や次月で調整する。
 - ④ 市民清掃や市民運動会等には積極的に参加する。基本的に練習や対外試合等を計画しない。
- (7) 長期休業中の活動について
 - ① 活動時間は 4 時間以内とし、8:00～17:00 の範囲で行う。
 - ② 平日の昼間には部活動のみ行い、クラブは行わない。

(8) 対外試合・コンクール等について

- ① 参加の必要を十分検討し、計画表に明記の上、要項等を添付して校長に承認を得る。
- ② 学校行事と大会の重なりについては、中体連または協会主催の公式試合のみ参加を許可するが、参加許可申請を行うこと。この場合、原則として顧問は学校行事を優先する。
- ③ 宿泊をとまなう遠征試合等については、参加が必要であるかを十分検討し、計画表に明記の上、顧問が事前に参加許可申請を校長に行う。(保護者会から1名以上、生徒の健康・安全管理のために引率する。 ※女子部の宿泊については、女性の保護者が宿泊し見届けることが望ましい。)
- ④ ②③の参加申請手続きは部活動担当者を経由し以下のようにする。
 - ・顧問が申請書および要項を校長に提出する。
 - ・申請書が受理された場合、顧問は保護者に対して参加申込書を配付する。
 - ・顧問は参加申込書と参加承認申請書および要項を校長に提出する。

(9) 必要経費について

- ① 市からの部活動運営費、P T A補助金を一部に充てる。
- ② 運営上必要な経費は、各部活動とも年間 7,000 円を超えない範囲で受益者負担とする。ただし、特別な場合(急な遠征や勝ち進んだ場合など)はこの限りではない。特別な場合は、校長とP T A会長の許可を受ける。部費の管理を適正に行うこと。
- ③ 各部の会計については、部活動費・クラブ活動費と分けて保護者会の中で会計報告を行うものとする。
- ④ 県大会の参加費は各部部費から支出する。本校に部活動がない部については保護者負担とする。

(10) 事故安全対策について

- ① 指導者は事故安全対策に万全を期し、事故発生時には速やかに被災者の救護を行う。そして、校長及び関係者に報告し、指示を受ける。
- ② 被災者に対する補償は、「日本スポーツ振興センター」の保険の適用を受ける。

(11) 部活動の休部措置について

- ① 運動系部活の場合、9月以降の新体制スタート時に、次年度中体連夏季大会以後からの対外試合等に参加不能な部員数になると見込まれる場合、また、校内部活動顧問会で部活動として十分活動できない人数であると判断した場合、保護者の了承を得て、次年度の入部希望状況によっては休部とする。これにより、休部となった場合、中体連夏季大会以後の活動はできない。
- ② 文化系部活の場合、入部希望状況によっては十分な活動ができないと校内部活動顧問会で判断される場合、保護者会の了承を得て、9月以降の新体制スタート時に休部とする。

(12) 保護者会について

- ① 各部で年に1回以上の保護者会を開き、会計・運営上の諸問題の解決を図る。
- ② 学校部活は、校長の責任のもと各部の顧問として教員が指導する形態である。クラブ活動は、保護者会長の責任のもと、外部指導者や保護者が指導する形態である。しかし、形態は違っても、同じ生徒を母体として活動する団体であるため、互いに連携を図り運営にあたるものとする。

(13) その他

- ① 体育館の使用については、「バレーボール・卓球、バスケットボール、ハンドボール、バドミントン」の5部活でローテーションを組み、平等性を図りながら使用することとする。
- ② 活動場所、施設、部室などは清掃と整頓に努める。

- ③ 部室の鍵は各顧問で管理し、施錠を徹底する。
- ④ 年に1回の保護者会長会において、外部指導者の委嘱を校長が行う。

(14) 部長会（生徒）について

- ① 各部活動の部長で構成する。
- ② 部長会員の任期は9／1～翌年8／31までとする。
- ③ 会長1名、副会長1名、書記3名を執行部として組織する。
- ④ 主な活動内容は以下の通りとする。
 - ・新入生向けの部活動紹介の企画運営。
 - ・各部活動の広報、発信。
 - ・部活動終了の放送。（当番制による）

（29年 4月 1日 見直し）